

告示

埼玉県告示第千二百三十七号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年十月三十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
武蔵嵐山病院	埼玉県東松山市大字上唐子引野 裏千三百十二番地一	平成三十三年 九月四日